

国税関係書類の電磁的記録等による保存の承認申請書

書類

税務署受付印

※整理番号

書類の保存に代える日の3月前の日までに提出する必要があります。  
(注)新設法人の場合、特例があります。

平成 22 年 12 月 24 日

平成 28 年 1 月 1 日以後提出する申請書の場合、「法人番号」欄を記載する必要があります。

麴町 税務署長 殿  
(所轄外税務署長)  
税務署長 殿

(フリガナ) 住所又は居所 (法人の場合) 本店又は主たる事務所の所在地	チヨダク カスミガセキ 3-1-1 千代田区霞が関 3-1-1 (電話番号 03-XXXX-YYYY)
(フリガナ) 名称(屋号)	カスミショウジ カブシキガイシャ 霞商事 株式会社
法人番号	：：：：： ：：：：： ：：：：：
(フリガナ) 氏名 (法人の場合) 代表者氏名	コクセイ タロウ 国税 太郎 ㊟
(フリガナ) 代表者住所 (法人の場合)	チヨダク オオテマチ Δ-Δ-Δ 千代田区大手町 Δ-Δ-Δ (電話番号 03-YYYY-YYYY)

適用する条項を選択してください。

電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律  
第 4 条 第 2 項  
第 5 条 第 2 項  
の承認を受けたいので、同法第 6 条 第 2 項の規定により申請します。

1 承認を受けようとする国税関係書類の種類、書類の保存に代える日及び保存場所等

書類の種類	書類の保存に代える日	保存方法	納税地等(上段) 保存場所(下段)
法人税法 納品書(控)	23年 4月 1日	電磁的記録 C O M	千代田区霞が関 3-1-1 千代田区霞が関 3-1-1
法人税法 送り状(控)	23年 4月 1日	電磁的記録 C O M	千代田区霞が関 3-1-1 千代田区霞が関 3-1-1
法人税法 見積書(控)	23年 5月 1日	電磁的記録 C O M	千代田区霞が関 3-1-1 千代田区霞が関 3-1-1
法人税法 請求書(控)	23年 5月 1日	電磁的記録 C O M	千代田区霞が関 3-1-1 千代田区霞が関 3-1-1
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	
	年 月 日	電磁的記録 C O M	

承認を受けようとする書類の保存義務者が規程されている税目の名称を全て記載してください。

書類の場合、事業年度の途中でであっても、「書類の保存に代える日」とすることができます。

「保存場所(下段)」欄には、各税法において書類を保存することとされている場所(以下、保存場所)を記載します。  
なお、情報処理センターで処理しているなど保存媒体が遠隔地にある場合であっても、当該電磁的記録を、保存場所に設置されているディスプレイの画面及び書面に速やかに出力できるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱われます(取扱通達4-12)ので、その保存場所を記載します。

FD、CD、DVD、サーバー等による保存 → 電磁的記録  
電子計算機出力マイクロフィルムによる保存 → COM

税理士署名押印 ㊟

※ 税務署処理欄	同時提出申請書	回付先	整理簿
	個人(消費)・資産・資料・法人(消費)・源泉 諸税・酒( )	管理運営 ⇨ 個人・資産・資料・法人・源泉 諸税・酒・局( )	
	通信日付印	確認印	みなし承認年月日
	年 月 日		年 月 日
			入力年月日
			入力担当者
			番号確認 (摘要)

2 所轄外税務署長を経由して提出する理由（法第6条第6項の規定を適用しようとする場合）					
3 設立の日（新たに設立された法人が、法第6条第2項ただし書の規定を適用しようとする場合）					
年 月 日					
4 取りやめの届出書を提出し、又は取消しの通知を受けた国税関係書類の種類及びその年月日（この申請に係る国税関係書類について、電磁的記録等による保存の取りやめの届出書を提出し、又は承認を取り消された後に、再び、承認を受けようとする場合）					
区 分	対象となった書類の種類		届出書の提出 通知書の受理	年月日	対象となった保存方法
	根拠税法	名 称 等			
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知				年 月 日	電磁的記録・COM
取りやめ届出 取消し通知					電磁的記録・COM
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           データの保存媒体として使用している電子計算機について、その設置場所を記載できない場合は、その理由を「8 その他参考となる事項」欄に記載してください。         </div>					
5 承認を受けようとする国税関係書類の作成に使用する電子計算機					
区 分	メーカー名	機 種 名	台 数	運用形態	設 置 場 所 (委託運用の場合は、委託先の名称及び所在地)
コンピュータ・プリンタ ( )	▲▲▲(株)	A A A A A	1 台	自己・委託	[委託先] ▲▲▲(株) 神奈川県横浜市中区山下町△一△
コンピュータ・プリンタ ( )	(株)△△△	B B B B B	35 台	自己・委託	千代田区霞が関3-1-1
コンピュータ・プリンタ ( )	●●●(株)	C C C C C	8 台	自己・委託	千代田区霞が関3-1-1
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
コンピュータ・プリンタ ( )			台	自己・委託	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">           市販プログラムの場合は、メーカーの住所を、市販プログラム以外の場合は、所有者の住所を備考に記載してください。         </div>					
6 承認を受けようとする国税関係書類の作成に使用するプログラムの概要					
区 分	市販プログラムの場合		市販プログラム以外の場合		備 考
	メーカー名	商 品 名 等	所 有 者 名 等	プログラム言語	
自己開発・委託開発・市販 ( 業務システム )			霞商事(株)	COBOL	千代田区霞が関 3-1-1
自己開発・委託開発・市販 ( 会計システム )	(株)▲▲▲▲	D D D D D			神奈川県横浜市 中区山下町△一△
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					
自己開発・委託開発・市販 ( )					

とらうとする措置に  
 じて☑してください。

7 財務省令に定める要件を満たすためにとらうとする措置

《注意事項》

- 1 法第4条第2項（電磁的記録による保存）の承認を受けようとする場合は、(1)から(3)に掲げる事項について記載する必要があります。
- 2 法第5条第2項（COMによる保存）の承認を受けようとする場合は、(1)及び(4)から(8)に掲げる事項について記載する必要があります。

電  
 磁  
 的  
 記  
 録  
 による  
 保存に  
 共通の  
 措置

(1) システム関係書類及び事務手続関係書類の備付けに関する措置（第3条第1項第3号関係）

☑ 次の名称の書類を備え付ける。

① システムの概要を記載した書類

[ システム基本設計書、システム概要書、データフロー図 ]

② システムの開発に際して作成した書類

[ システム仕様書、システム設計書、ファイル定義書、プログラム仕様書、プログラムリスト ]

③ システムの操作説明書

[ システム操作マニュアル ]

④ 電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（又は処理委託契約書）及び電磁的記録の保存に関する事務手続を明らかにした書類

[ 経理規程、システム運用規程、電子計算機業務運用規定、電磁的記録保存規程  
 サーバ運用委託契約書 ]

電  
 磁  
 的  
 記  
 録  
 による  
 保存の  
 一部に  
 も該  
 当  
 の  
 措  
 置

(2) ディスプレイ及びプリンタの備付け並びに出力に関する措置（第3条第1項第4号関係）

☑ 電磁的記録の保存をする場所に出力のための電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタを備え付けて、電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で出力することができるようにする。

☐ 上記以外の方法による。

(3) 検索機能の確保に関する措置（第3条第1項第5号、第3条第2項関係）

☑ 記録項目を検索の条件として設定することができる。

検索の条件として設定することができる記録項目				主 な 書 類 名
☑ 取引年月日	☐	☐	☐	納品書（控）
☑ 送付年月日	☐	☐	☐	送り状（控）
☑ 見積年月日	☐	☐	☐	見積書（控）
☑ 請求年月日	☐	☐	☐	請求書（控）
☐	☐	☐	☐	

☑ 日付けに係る記録項目は、その範囲を指定して条件を設定することができる。

C  
 O  
 M  
 による  
 保存に  
 固有の  
 措  
 置

(4) 事務手続関係書類等の備付けに関する措置（第4条第1項第1号関係）

☐ 検索機能を確認するための措置として、全ての設定を行うことができる必要はありません。事務手続を明らかにした書類として次の名称の書類を備え付ける。

☐ ①保存義務者（又は事務責任者）の電磁的記録が真正に出力され、COMが作成された旨を証する記載及び記名押印、②COMの作成責任者の記名押印、③COMの作成年月日が記載された書類を備え付ける。

(5) COMの索引簿の備付けに関する措置（第4条第1項第2号、第4条第2項関係）

☐ 書類の種類などを特定し、対応するCOMを探し出すことができる索引簿を備え付ける。

☐ 索引簿の備付けに代え、COMフィッシュのヘッダーに所要の事項を出力し、これをフィッシュアルバムに整然と収納する。

☐ 上記以外の方法による。

COMによる保存に固有の措置	(6) COMの索引の出力に関する措置（第4条第1項第3号関係） <input type="checkbox"/> COMごとの記録事項の索引をそれぞれのCOMに出力する。
	(7) マイクロフィルムリーダプリンタの備付け及び出力に関する措置（第4条第1項第4号関係） <input type="checkbox"/> COMの保存をする場所に出力のためのマイクロフィルムリーダプリンタを備え付けて、COMの内容をマイクロフィルムリーダプリンタの画面及び書面に、整然とした形式及び明りょうな状態で出力することができるようにする。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;"></div>
	(8) 3年間の電磁的記録の並行保存又はCOMの検索機能の確保に関する措置（第4条第1項第5号関係） ※ 次の措置をとろうとする場合は、上記(2)又は(3)についても記載してください。 <input type="checkbox"/> 上記(2)及び(3)の措置をとって電磁的記録を保存する。 <input type="checkbox"/> 上記(3)の機能に相当するCOMの記録事項の検索をすることができる機能を確保する。 <input type="checkbox"/> 上記以外の方法による。 <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 20px; margin-top: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid gray; border-radius: 10px; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto; font-size: small;">参考となる事項等を記載してください。</div>
8 その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子会社である大手前商事(株)（大阪市北区）も同一のシステムを利用し、申請書を同時に提出しています。</li> <li>・ この申請に係る担当部署： 経理部経理課、電話番号03-XXXX-XXXX</li> </ul>

添付書類	① 電子計算機処理システムの概要を記載した書類 ② 電子計算機処理に関する事務手続の概要を明らかにした書類（当該電子計算機処理を他の者に委託している場合には、その委託に係る契約書の写し） 3 記載事項を補完するために必要となる書類その他参考となるべき書類
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------